

令和4年度 先進的省エネルギー 投資促進支援事業費補助金

申請方法について

一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

動画の構成

- ▶ **各事業区分の概要**
- ▶ **申請方法について**
 - 申請方法
 - 申請パターン例
 - 組み合わせ申請の留意事項
- ▶ **申請にあたっての留意点**
- ▶ **お問い合わせ先**

各事業区分概要

本事業は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

➤ 次に掲げる事業区分(A)～(D)に該当するものが補助対象事業となります。

(A)先進事業	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
(B)オーダーメイド型事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
(C)指定設備導入事業	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した設備へ更新する事業
(D)エネマネ事業	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図る事業

申請方法について

申請方法①

- 補助対象設備を導入する事業であり、その省エネルギー効果が事業区分(A)～(D)のいずれかの事業要件を満たす必要があります。
- なお、事前に登録・公表を行わない(b)オーダーメイド型設備を除き、(a)、(c)、(d)の補助対象設備は予めSIIが公表した設備とします。

事業区分	補助対象設備
(A)先進事業	(a)先進設備・システム
(B)オーダーメイド型事業	(b)オーダーメイド型設備
(C)指定設備導入事業	(c)指定設備
(D)エネマネ事業	(d)EMS機器

各区分の設備を単独、
又は組み合わせて導入が可能です。

申請方法②

- 組み合わせ申請を行う場合、複数の事業区分の中から申請する事業区分を決め、事業要件、及び省エネルギー効果の要件を満たす事業区分で交付申請書 1 通を作成します。
- 組み合わせ申請を行う場合の申請手順は次の通りです。

手順 1 補助対象設備が紐づく事業区分を確認する

事業区分	補助対象設備
(A)先進事業	(a)先進設備・システム
(B)オーダーメイド型事業	(b)オーダーメイド型設備
(C)指定設備導入事業	(c)指定設備
(D)エネマネ事業	(d)EMS機器

手順 2 導入予定設備の省エネルギー効果を算出する

申請方法③

手順3 算出結果を合算し、1つの補助事業としての省エネルギー効果を算出する



手順4 算出した省エネルギー効果の値を、各事業区分の省エネルギー効果の要件と比較する



手順5 事業要件、及び省エネルギー効果の要件を満たす事業区分(A)、(B)、(C)、又は(D)を選んで申請を準備する



(D)エネマネ事業は事業区分(A)～(C)に追加して実施が可能

(D)エネマネ事業は組み合わせ申請であっても、
(d)EMS機器のみで省エネルギー率を算出し、
(D)エネマネ事業の省エネルギー効果の要件を満たす必要があります。

申請パターン例①

<事業区分(A)で単独申請の場合>

① 導入予定設備として (a)先進設備・システムを選択する



② 省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の要件を満たすか確認する

原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たすか。

- ①省エネ率：**30%以上**
- ②省エネ量：**1,000kl以上**
- ③エネルギー消費原単位改善率：**15%以上**

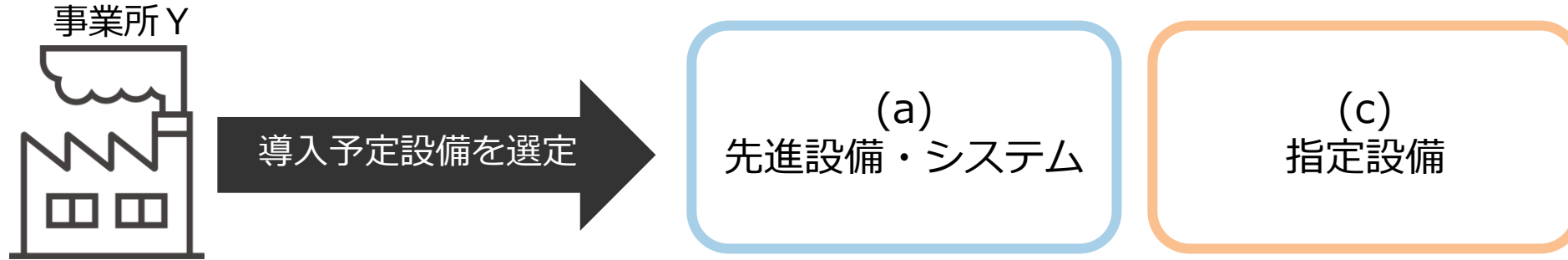


**(A)先進事業の
補助率が適用**

③ (A)先進事業として申請する

申請パターン例② <事業区分(A)で、(c)指定設備を組み合わせて申請>

① 導入予定設備として(a)先進設備・システム、(c)指定設備を選択する



② (a)(c)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の要件を満たすか確認する

事業全体で(A)先進事業の要件を満たすか。



③ (A)先進事業として申請する

(A)先進事業の
補助率が適用

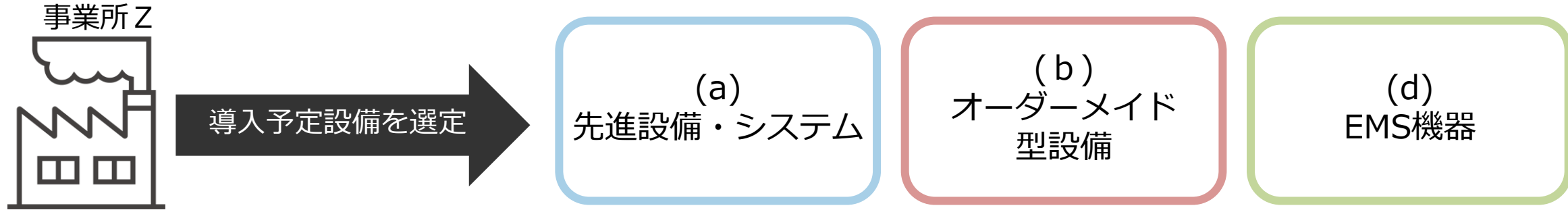
(a)
先進設備・システム

(c)
指定設備

(c)指定設備は
指定設備導入の
定額補助が適用

申請パターン例③ <(a)(b)設備と(d)EMS機器を組み合わせ、事業区分(A)で申請>

① 導入予定設備として(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備、(d)EMS機器を選択する



② (a)(b)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の要件を満たすか確認する

③ (d)EMS機器は(D)エネマネ事業の要件を満たすか確認する

(d)EMS機器を除く事業全体で(A)先進事業の要件を満たすか。



④ (A)先進事業として申請する

(A)
先進事業の
補助率

(a)
先進設備・システム

(b)
オーダーメイド
型設備

(B)
オーダーメイド
型事業の補助率

(d)
EMS機器

(d)EMS機器は
(D)エネマネ事業
の補助率が適用

申請パターン例④ <(a)(b)設備と(d)EMS機器を組み合わせ、事業区分(B)で申請>

- ① 導入予定設備として(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備、(d)EMS機器を選択する
- ② (a)(b)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の要件を満たすか確認する
- ③ (d)EMS機器は(D)エネマネ事業の要件を満たすか確認する

(A)先進事業の要件を満たさないが、(B)オーダーメイド型事業の要件を満たす



- ④ (B)オーダーメイド型事業として申請する

(a)先進設備・システムが、(b)の設備要件を満たす場合、事業区分(B)の補助率が適用されます

(B)
オーダーメイド
型事業の補助率

(a)
先進設備・システム

(b)
オーダーメイド
型設備

(B)
オーダーメイド
型事業の補助率

(d)
EMS機器

(d)EMS機器は
(D)エネマネ事業
の補助率が適用

組み合わせ申請の留意事項①

事業区分(A)や(B)の高い省エネルギー効果の要件を満たすために、組み合わせて申請することが認められますが、以下の点に注意してください。

(a)先進設備・システムを組み合わせる場合

- 事業全体で事業区分(A)の省エネルギー効果の要件を満たす場合のみ、(a)先進設備・システムの補助対象経費は事業区分(A)の補助率となる併せて組み合わせた(b)オーダーメイド型設備は事業区分(B)の補助率、(c)指定設備は定額補助となる
- (a)先進設備・システムを組み合わせても、事業区分(B)の省エネルギー効果の要件しか満たさない場合、(a)が(b)のオーダーメイド型設備の設備要件を満たす場合には、(a)(b)とも事業区分(B)の補助率となる

組み合わせ申請の留意事項②

(c)指定設備を組み合わせる場合

- (c)指定設備はいずれの組み合わせであっても、定額補助となる
- (c)指定設備を(a)先進設備・システムや(b)オーダーメイド型設備と組み合わせる場合は、申請者が手計算で省エネルギー効果を算出する方法(独自計算)を必ず用いること
 - ※ (a)先進設備・システムや(b)オーダーメイド型設備と組み合わせた場合は事業区分(C)として申請は出来ません。

(d)EMS機器を組み合わせる場合

- (d)EMS機器は(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備と組み合わせであっても、(d)EMS機器のみで省エネルギー効果を算出し事業区分(D)の省エネルギー効果の要件を満たすこと

申請にあたっての留意点

申請にあたっての留意点

書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

見積書について

見積書は (a) 先進設備、(b) オーダーメイド型設備、(c) 指定設備、(d) EMS機器の補助対象設備ごとに取得し、補助事業に要する経費の内訳を設備費、設計費、工事費に分けて作成してください。

写し（コピー）を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写しをとり、事業者にて必ず保管してください。**



公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問合せ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

電話番号

(A)先進事業 **03-5565-3840**

(B)オーダーメイド型設備事業
(D)エネマネ事業 **03-5565-4463**

(C)指定設備導入事業
※ IP電話からのお問合せ(C) **0570-055-122**
042-303-4185

受付時間

10時～12時、13時～17時まで
(土日祝日を除く)

ホームページ

<http://sii.or.jp/>

組み合わせ申請に関するご相談・
お問い合わせは、
「組み合わせ申請についての問い
合わせです」とお伝えください。